

8月定例教育委員会会議録

- 1 開催日時 令和元年8月19日(月)14時56分～15時45分
- 2 開催場所 武雄市役所 4階会議室
- 3 出席者名 教育長：浦郷教育長
教育委員：一ノ瀬職務代理者、副島委員、馬場委員、岡本委員、松尾委員、田中委員、堀田委員
事務局：松尾こども教育部長、牟田こども教育部理事、諸岡教育総務課長、こども未来こども未来課長、野田こども未来課参事、学校教育学校教育課長、百合学校教育課参事、諸岡新たな学校づくり推進室長、山北生涯学習課長、文化文化課長、溝上図書館・歴史資料館長、杉原教育総務課課長代理
- 4 傍聴者数 なし
- 5 報道関係者 なし
- 6 議事録署名人の指名 【堀田委員を指名】
- 7 前回会議録の承認 令和元年7月定例教育委員会会議録
- 8 教育長の報告

去る7月18日の事故後、8月10日退院しました。

この1カ月間、連絡や報告を得ながらも直接の職務が果たせず、多くの皆さんに御迷惑をおかけしました。回復にはいましばらくかかりますが、よろしくお願ひします。

台風10号も心配されましたが、幸いに大きな被害もなく通り過ぎたようです。

夏期休業中も、総文祭、雄武町交流、図書館・歴史資料館の企画展、たけおのこども会議、教科書採択、青島キャンプ、最終年度の学校施設改造工事などなど、各部署で計画的な業務遂行ができ、大きな課題も生じることなく皆さんへ感謝しています。

今後直面する9月議会への対応、夏期休業明けの指導、10月からの幼児教育・保育の無償化など円滑に進めていきたいと考えます。

また、教員の働き方改革については、佐賀県PTA連合会においても強力な連携を図っていただき、県教委・市町教育長会との協議会も計画されております。本市でも進めておりますが、さらに「学校教育の持続的な発展」のために理解を広め、この機会を活かして実効あるものにしていきたいと考えております。

新しい教育大綱「組む」をみんなで話し合い、市長が定められました。これまでも、子どもたちの成果につながる手段として、さまざまに取り組んできました。また、「組め

る力」は目標でもあります。次代につながる教育の体制づくりと具体化を図っていきます。

9 議 事

(1) 提出議案

第 10 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 11 号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(2) 協議事項

①令和元年 9 月議会提出「教育に関する報告」について

②地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の聴取
(令和元年度 9 月補正予算)

(3) 報告事項

①図書館の選書について

10 各課等からの報告

11 次回開催日程について

【令和元年 9 月 25 日（水）15 時～ 武雄市役所 4 階会議室】

12 その他

13 閉会

14 会議録

午後 2 時 56 分 開会

○教育長職務代理者

そしたら、おそろいのようなので、始めたいと思いますけれども、お盆前まではちょっと暑かったんですけども、今日は雨が降って大分涼しくなりました。

今日は教育長さんもまだ松葉杖でちょっと大変なようですけれども、来ていただきまして、私も安心しております。ぼちぼち注意をしながら治していってください。

それでは、早速始めたいと思います。

まず、議事録署名人の指名ですけれども、本日は堀田委員さんになっております。よろしくお願いいたします。

次は、前回議事録の承認です。

7 月の議事録承認について何か変更とか、こういうことじゃなかったとか、訂正とかがあ

りましたらお願いいたします〔「なし」と声あり〕。

特にないようですので、そのまま承認ということでお願いいたします。

それから、言い忘れました。今日は2名の教育委員が欠席です。

それでは、教育長の報告をお願いいたします。

○教育長

皆さんこんにちは。7月18日に事故に遭いまして、8月10日のお盆前に退院はしたんですが、この間、いろんな行事で委員の皆様方、そして、事務局の皆さんもですけれども、本当に迷惑をおかけしました。申し訳ございませんでした。回復にはいましばらくはかかるかなということで、御迷惑をかけると思いますが、よろしくお願ひします。

報告といっても、ずっと事務局から連絡、報告を得ながら私自身は直接的には職務を果たせなくて御迷惑をおかけしたところでございます。

台風10号も心配されたわけですが、特に大きな被害もなく通り過ぎたようであります。

総文祭とか雄武町交流、図書館・歴史資料館の企画展、たけおのこども会議、教科書採択、青島キャンプ、最終年度の学校施設改造工事など、事務局としては各部署で計画的な業務遂行をしてもらって、現在のところ大きな課題も生じることなく、大変感謝をしているところであります。幾つか見たい行事もたくさんあったわけですが、それがちょっと残念なところでもございました。

今後直面するのは、9月議会の対応とか夏期休業明け、全国的に問題が起こりがちであります。休業明け、それから、10月からの幼児教育・保育の無償化など、まだいろいろありますが、円滑に進めたいと思ひますし、また、長期的にも教員の働き方改革を書いておりますが、県のPTA連合会でも強力な連携を年度当初から考えてもらっておりまして、月末には県教委、市町教育長会との協議会も計画されております。武雄市でも進めているところでもありますけれども、これからの学校教育の持続的な発展ということのためにやるということで、大小具体的には取り組むことはあろうかと思ひますが、長期的な視野で進めていきたいと、実効あるものにしていきたいというふうに思っております。

教育大綱「組む」をみんなで話し合い、市長が定められました。これまでも言ってきたところですが、子どもたちの成果につながるための手段としての意味と、また、「組める力」というのは、やはり目標でもあろうというふうに思っております。その体制づくりと具体化を図っていききたいと思っております。

外部評価委員、6項目の留意点をいただいております。これもできることから改善の取り組みを進めたいと考えております。

一番下に括弧書きが間違いではなくて、口頭でしか言えないような、公的な場で言うものではないかもわかりませんが、入院して学んだことが幾つかありまして、生まれて初めて入院したんですが、1つが非常にチームワークが良いというか、情報共有ということでありま

す。皆さん御存じのとおり、病院に入院していたわけですが、本当にたくさんのお医者さんとか看護師さん、リハビリの療法士さんとか事務局員の方たくさんいらっしゃるわけですが、移り変わり、移り変わりお世話になったんですが、非常に必要な情報をきちんと把握しておられる。どうしてどうされているのか、「夕べは寝られんやっただしょう」とか、「熱が高かったごたっですな」とか、「1時からリハビリですね」と、非常に個々の私自身についても必要な情報を共有されている。恐らくそれが当たり前という形でされていると思いますが、これはまさに教育の世界でも我々の職務でも共通するような大事な事かなということが一番強く勉強してまいりました。

そういうことで、まだもうちょっと御迷惑をかけることがあろうかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

以上です。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございます。

次、部長の報告をこども教育部長のほうからお願いいたします。

○こども教育部長

私のほうからは、来月9月の定例議会に入りますので、その日程等について報告をさせていただきます。

来週の月曜日、26日が記者発表、9月に入りまして2日が開会、9月9日から一般質問の方向で現在調整をされております。

こども教育部の提出議案といたしましては、本日、議案で提案をしております第10号議案、第11号議案の条例改正が2件、本日の教育委員会の審議を経て提案をしていきたいと思っております。

補正予算につきましては、これも本日の協議事項の2番目になりますけれども、その中で御説明をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございます。

それでは、早速議事に入ってよろしいでしょうか。

そしたら、提出議題が2つあります。

まず、第10号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてお願いいたします。こども未来課長。

○こども未来課長

1ページ～2ページ、第10号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案書により説明。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。ここに改正案と、それから、現行と書いてありますけれども、この一部が削除されたんですね。4号と書いてあるのが3号になるということで、何か御質問等ありましたらお願いいたします。

○こども未来課長

すみません、補足でございますけれども、家庭的保育事業は市内には該当施設はございません。こちらは0歳児から2歳児のお子さんを預かる事業でございますけれども、家庭的保育者研修を修了された方が事業として実施をしていいといったところの事業でございます。市内のお子さんが数名さん市外の家庭的保育の施設を利用されている方はいらっしゃいます。

以上でございます。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。質問ないでしょうか〔「なし」と声あり〕。

特に質問ないようですので、このとおりの可決ということでよろしいですかね〔「はい」と声あり〕。

じゃ、このとおりの可決ということになります。どうもありがとうございました。

次は、第11号議案です。武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ということですが、こども未来課長お願いいたします。

○こども未来課長

それでは、第11号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

ページとしては、6ページから37ページのほうになりますけれども、量が少し多うございますので、38ページのほうに議案の概要を掲載させていただいているところでございます。

この条例につきましては要点が2点ございまして、1条関係の3ページから6ページ目、それから、2条関係の6ページから37ページまでに分かれているところでございます。

まず、1条関係でございますけれども、こちらにつきましては、特定地域型保育事業に求められる特定教育・保育施設との連携要件の緩和でございます。

この特定地域型保育施設は、市内には該当する施設としてはNPO法人ゆとりさんが運営をされています、よつば保育園といったところがございます。

現行の概要でございますけれども、こちらは原則として0歳児から2歳児への保育施設を提供する施設でございます。こういった教育・保育施設よりも比較的小規模であることを踏まえ、集団保育の提供などの保育内容の支援、職員が病気等の場合、代替保育の提供、3歳から5歳児までの卒園生の受け皿と、その園を卒園したら連携する保育園のほうに移ら

れるわけですが、こういったところでは連携施設を確保しなければならないといったところがございますけれども、昨今の状況で、待機児童等の関係で必ずしも連携ができない、このよつば保育園さんは、今のところ武雄こども園さんと連携をされていますけれども、全国的に見てそういった連携がなかなか難しいといったところがございます。これまで5年間という経過措置がございました。そういった中で、その経過措置が10年間に伸びます。そういった中で、連携施設の代替保育等の提供が困難であるといったところを考慮いたしまして、提供元としての小規模保育事業A型等の追加、それから、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和、それから、満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除。

この保育所型事業所内保育事業所というのは、こちらにも市内にはございませんけれども、SUMCOさんあたりが事業所で実施をされている定員20名以上の保育所内においては、連携施設は免除されているといったところが改正の内容となっております。こちらにつきましては公布の日に施行といったところで、9月議会のほうに提案をしたいと考えているところでございます。

続きまして、2条関係でございますけれども、こちらにつきましては10月1日施行、無償化の実施に合わせて行います。背景といたしましては、10月より幼児教育・保育の無償化を実施されるに当たりまして、上位法である子ども・子育て支援法の一部が改正されております。それとまた、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正をされているところでございます。

そういった中で、制度の概要としては、さきにお知らせをしておりますとおり、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の子どもたちの利用料が無償化されます。また、0歳から2歳児のお子さんにつきましては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化をされます。預かり保育事業についてなんですけれども、幼稚園、認定こども園幼稚園部の預かり保育を利用する子どもたちについて、幼稚園等の利用に加えて、最大月額1万1,300円までの範囲で利用料が無償化されるものでございます。また、認可外等を利用されるお子さんにつきましては、3歳から5歳までのおさんは月額3万7,000円、これは全国的な平均額をとっているところでございますけれども、0歳から2歳の住民税非課税世帯のお子さんにつきましては4万2,000円までの利用料が無償化をなされるといったところになっております。

39ページになりますけれども、改正内容でございますけれども、まず用語の改正です。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、現行の子どものための教育・保育給付制度に加えて、認可外保育施設等の利用料の無償化の部分で、子育てのための施設等利用給付という制度が新たに設けられております。こちらにつきましては、預かり保育とか、あとファミリーサポート事業とか、こちらの事業のほうに該当するようになるんですけ

れども、これまでの支給認定制度から、新たに子育てのための施設等利用給付制度が新設をされていることに伴いまして用語の改正を行っているところでございます。

それから、第 13 条の第 4 項関係につきましては、今回、幼児保育の無償化に伴って、施設が保護者から支払いを受けることができる費用、これが主食、副食費のとおりでございますけれども、1号認定のお子さんにつきましては現行どおり徴収を行う、これまで2号認定のお子さんに対しましては、主食の提供に要する費用につきましては保育料の中に含まれておったわけなんですけれども、食事の提供に要する費用につきましては別途御負担をさせていただくといったところになります。イメージとして 39 ページの中ほどに書いておりますように、実費徴収がこの部分でございます。

ただし、次の世帯に属する子ども、1号認定のところでは保護者及び同一世帯員に係る市民税所得割合算額が7万7,101円未満のものと、2号認定のところは5万7,700円未満のものであるものについては無償化の対象になりまして、同一世帯に子どもが3人以上いらっしゃる場合につきましては、1号認定のお子さんについては小学校3年生までのお子さんを第1子とカウントして、3人目のお子さんが無償となる、2号認定につきましては在園児さんで第3子以降の方が無償になられるといったところでございます。

3号認定のお子さんについては、現行どおり保育料に副食費は含まれることになっております。その他、ここに特別利用保育であるとか、地域型保育であるとかの読みかえ規定のほうを追加されるところでございます。

今後、この条例改正を9月議会のほうにお願いしたいと考えておりますけれども、9月の教育委員会においては、保育料に関する規則、それから、子ども・子育て支援法の施行細則、それから、武雄市特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付支給実施要綱の改正をお願いする予定でございます。

説明につきましては以上でございます。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

ちょっとなかなか難しいんですけども、何か御質問等ありますか。無償化に関するいろんな法律、規則が改正されるのに伴ってということと、もう一つは、それに伴って緩和措置ですか、そこら辺も改正されるということのようなんですけれども、何か御質問等ありましたら、はい、A委員さん。

○A委員

無償化に関しては10月1日から施行ということになってはいますが、市民の方々に対する周知というか、告知であったり、今、そういった部分はどのようにお考えか教えてください。

○教育長職務代理者

はい、こども未来課長。

○こども未来課長

今、常に市内の対象児童のお子さん及び未就園児のお子さんの家庭には、前回お配りしたチラシのほうを全ての世帯に郵送したところでございます。そういった中で今後、施設側、認定こども園、幼稚園、保育園につきましては副食費の徴収のところでは協議等いたされと思いますけれども、そういったところで実施までに御説明をいただくように、21日の教育・保育施設連絡会のほうでお願いをいたす予定でおります。

以上です。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

なかなか周知も大変だと思いますけれども、よろしくお願いします。

○こども未来課長

あと、市のホームページのほうには無償化関連の情報等は上げているところでございます。

○教育長職務代理者

ありがとうございました。

A委員さん、よろしいでしょうか。

○A委員

はい、よろしくお願いします。

○教育長職務代理者

ほかに何かないでしょうか。はい、B委員さん。

○B委員

初歩的な質問で申し訳ないんですけれども、特定地域型保育というのは、普通の教育・保育の場合とどう違うのか。

○教育長職務代理者

はい、こども未来課長。

○こども未来課長

現在、特定教育・保育施設につきましては、通常、皆さん御存じのとおり、認定こども園、幼稚園、それから保育園があるかと思えます。

特定地域型保育事業というのは、比較的小規模な事業でございまして、事業所内保育で施設型給付を受けている事業所内保育、それから、小規模保育というのがございます。これもA型とか、B型とか、C型とか、その要件によってあるんですけれども、それと、居宅訪問型、そういった比較的小規模な20人以下の事業をされているところで、国、県の補助を受

けているといったところの施設が対象となります。

○B委員

企業というか、そういうところが企業内に持っているような保育園。

○子ども未来課長

今、企業さんのほうで持っていらっしゃる場所に関しましては、先ほど申しました、よつば保育園さんというのは認可を受けていらっしゃいます。認可を受けていらっしゃらない事業所内保育もございます。あと先ほどSUMCOさんの例を出しましたが、事業所があったら事業所内保育という比較的大きめの施設がございまして、認可を受けていない事業所内保育につきましては、今回認可申請を出していただければ、この無償化の対象に、施設、それから、要件等に合致したら無償化の対象にさせていただくようになっております。

○教育長職務代理者

ありがとうございました。

B委員さん、よろしいですか。

○B委員

はい。

○教育長職務代理者

ほかにないでしょうか〔「なし」と声あり〕。

じゃ、特にないようですので、この原案のとおり可決してよろしいでしょうか〔「はい」と声あり〕。

はいという意見がありますので、このとおり可決ということをお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、提出議案は終わりました、次、協議事項のほうに移ります。

まず、①の令和元年9月議会提出「教育に関する報告」についてお願いいたします。はい、教育総務課長。

○教育総務課長

41 ページ～42 ページ、協議事項、①令和元年9月議会提出「教育に関する報告」について、議案書により説明。

○教育長職務代理者

ありがとうございました。

これに関して何か御質問等ありましたら、お願いいたします。よろしいですかね〔「はい」の声あり〕。じゃ、このとおり承認ということでもよろしくをお願いいたします。

次は、協議事項の2番目です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の聴取についてお願いいたします。はい、教育総務課長。

○教育総務課長

44 ページ～45 ページ、協議事項、②地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の聴取（令和元年度 9 月補正予算）の教育総務課分、議案書により説明。

○教育長職務代理人

どうもありがとうございました。

こども未来課長。

○こども未来課長

44 ページ～45 ページ、協議事項、②地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の取聴（令和元年度 9 月補正予算）のこども未来課分、議案書により説明。

○教育長職務代理人

どうもありがとうございました。

学校教育課長。

○学校教育課長

45 ページ、協議事項、②地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の聴取（令和元年度 9 月補正予算）の学校教育課分、議案書により説明。

○教育長職務代理人

ありがとうございました。

はい、文化課長。

○文化課長

45 ページ、協議事項、②地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の聴取（令和元年度 9 月補正予算）の文化課分、議案書により説明。

○教育長職務代理人

どうもありがとうございました。各課から説明をいただきましたけれども、何か委員さんの御質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか〔「なし」と声あり〕。

それでは、特にないようですので、このとおり承認ということでお願いいたします。

次は報告事項ですけれども、図書館の選書につきまして、これは前もってお配りしてありますけれども、何か御質問等がありましたらお願いいたします。よろしいですかね〔「なし」と声あり〕。

では、このとおりよろしくお願いいたします。

それでは、次は各課からの報告ということになります。

この各課からの報告につきましても冊子の中に前もって 46 ページから書いてありますけれども、皆さん方から何か質問、または補足説明等がありましたら、お願いいたします。よろしいですかね。各課からもないですかね〔「なし」と声あり〕。

そしたら、特にないようですので、次の7番目のところ、次回の日程ですけれども、次の定例教育委員会は9月25日水曜日15時から4階会議室ということです。46ページの9月行事のところに書いてあります。

それでは、その他のほうに移ります。事務局より何かありましたら、お願いいたします。

○教育総務課長代理

特にありません。

○教育長職務代理者

それでは、特にないようですので、今日は……〔「ちょっといいですか」と声あり〕。
お願いします。

○A委員

フェイスブックの武雄市観光協会のページに8月10日の投稿なんですけれども、あるボウリング場の御案内が載ってまして、その中に、そのボウリング場ではバッティングセンター、カラオケ等が充実しているのでお父さん、お母さん、よかったら朗報ですというふうな案内が武雄市観光協会のフェイスブックのページに載っております。

ちょっと私の記憶が間違っていたら申し訳ないんですが、実は複数の保護者さんから言われたことがありまして、武雄市の小・中学校ではカラオケに保護者同伴でも行かないというのが夏休みの約束で示されているということがあったかと思えます。それがもし事実であるのなら、この内容はいかがなものかなということで、まず私の申し上げたことが正確なのかどうかということをおひとつ教えていただきたいということです。

それと、もしカラオケには保護者同伴でも行かないというのが事実であれば、それはどのようにして決められたルールなのか、これも複数の保護者さんから以前より質問が出た内容でありましたので、分かる範囲で構いませんので、教えていただければと思います。

○教育長職務代理者

武雄市観光協会のフェイスブックでボウリング場の記事が載っていたということなんですけれども、これが本当なのか、どうなのかという、どなたに……

○A委員

それが本当なのかじゃなくて、カラオケに行くことが保護者同伴でもだめですよというのが。

○教育長職務代理者

カラオケに行くのが保護者同伴でもだめだという取り決めがあっているのかどうか。学校教育課長。

○学校教育課長

それは今年度も同様に決定しています。決定するところは市の教育委員会事務局ではなくて、武雄市教育研究会生徒指導部会で各校の生徒指導の担当者が集まって話し合いをされて

決められています。昨年も同じような御意見がありましたので、時代に合っていないのではないかと御意見もありますので、再度検討をお願いしますということは教育委員会のほうからはお話をしております。その中で話し合われて、やはり健全な青少年の育成ということから考えれば、これは設けたほうが良いということで決まっていると私は報告を受けています。

○教育長職務代理者

ありがとうございました。A委員さん、そういうことで。

○A委員

そうであるのであれば、武雄市観光協会が出しているこの内容はちょっと訂正を要求したほうが良いのではないかと思います。文章的には、連日暑い日が続きますね。どこか遊びに連れて行ってよと言われているお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんに朗報です。何々ではボウリングを初め、バッティングセンター、カラオケ等が充実していますと。武雄のあかりめぐりのクーポンでお得に遊ぼうということで御案内が載っているので、ボウリング、バッティングセンターは多分特に記載がなかったかなという記憶がありますが、カラオケは今おっしゃったように行かないというルール決めであるのであれば、削除なりを要求したほうが良いのではとっております。いかがでしょうか。

○教育長職務代理者

学校教育課長。

○学校教育課長

ちょっと中身を確認してから対応したいと思います。

○教育長職務代理者

じゃ、その点よろしく願いいたします。A委員さん。

○A委員

先般、8月1日に九州教育委員の研修会に行かせていただいた際に、文科省の企画官の方の講演を聞かせていただきました。平成29年の文科省白書の特集に学校における働き方改革という資料を提示されまして、その中の図表1-2-3、基本的には学校以外が担うべき業務ということで働き方改革のお話をされました。その際に、いろんな意見があるだろうけれども、文科省が悪者になってもいいので、各教育委員の方々でよろしければ前向きな御検討をお願いしますと言われた内容が4つありまして、1つ目が基本的には学校以外が担うべき業務、①登下校に関する対応、②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応、③学校徴収金の徴収・管理、④地域ボランティアとの連絡調整ということで文科省の企画官の方がお話をされました。

もちろん、武雄市のこういった現状を鑑みたときに、今すぐどうこうということは難しいかもしれませんが、国も提示されているということもありますので、よろしければ、どう

いった方向かに進むような一歩目が踏み出せるような御検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○教育長職務代理者

学校教育課長。

○学校教育課長

働き方改革については武雄市のみならず、全国的にも、もちろん佐賀県でもどうやって進めるかということで今年度は話題に上がっているところでございます。武雄市でもこれからの学校づくり検討会議というのを開催しておりまして、その中に働き方改革についての項を設けて、現在話し合いをしているところです。学校で何ができるか、それから教育委員会として何ができるか。もちろん、教育委員会としてもこれまで校長会等を通じて、現在の対応でできる分については対応を行うようにしておりますし、その1つとしては8月13日、14日、15日の学校閉庁日を実施しています。これは武雄市がいち早く取り組んだ内容で、それが全県的に広がっているという状況もでございます。できる分については行うようにしておりますし、現在、話し合いも進めているところでございます。

○教育長職務代理者

ありがとうございました。現在検討してもらっているということでもいいですかね。A委員さんよろしいですか。

○教育長

加えていいですかね。

○教育長職務代理者

教育長。

○教育長

冒頭にも言いましたように、年度当初に県のPTA連合会が働き方改革について非常に前向きな進め方をしましようという宣言を出しております。極めて異例な形ですね。どの職業に比べても、やっぱり学校の教員の働き方が異常だというのはどの数値を見てもはっきりしているわけで、非常に大事な機会だと思っております。ただ、さっきA委員さんから言われたいろんなことを、じゃ、即地域でお願いしますということではできないわけですね。だから、理解をしていただいて、それやったら、自分たちでもできるじゃないかという空気をどんどん広めていかないといけないだろうと。そして、それはやっぱり東京ではできるけど、こっちではできんとか、その逆とかというのも当然あるだろうと思うんですね。

それから、早急に何らかのことをしないとイケませんけれども、それが保護者の方とか地域の方とかと対立するようなものであってはおかしいわけですから、まずはしっかりと理解をしていただく、そういう段階を踏まえながら進めていかなければいけないんじゃないかなと思っております。

冒頭に言いました中にも、46 ページの8月のこれからの行事の中に28日に県教委と県PTA連合会の合同研修会というのがありますが、これがまさに働き方改革についての研修会でありまして、今までなかった研修会です。とにかく意識してこの働き方改革については進めていかないといけないし、できることから、あるいは短期的、長期的な視点でやっていかなければいけないだろうと現在のところは思っております。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。A委員さんよろしいですか。

○A委員

先ほどからおっしゃっていただくように、武雄市が率先して先生方の働き方改革を進めているというのは非常に肌でも感じておりますし、そういったことをPTAの方々とともに歩もうとしている姿もずっと積み重ねられているものだなと思っております。国がどう考えているのか、たまたま研修会に行かせていただいて、文科省としての方向性はこうだということでお示しをいただいたので、情報共有といった部分とこれからの一歩目ということであえて提言させていただきました。よろしく願いいたします。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

ほかにございませんか〔「なし」と声あり〕。

そしたら、ないようですので、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

午後3時45分 閉会